

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 労働者に対する労働災害の保険給付・補償及び賠償（上）

### 案例

店員 A は、レストランにおける勤務中に、厨房機器の操作が不適切であったため、指を機器にはさみ切断した。A が受けた傷により、主張することが可能となる労働保険給付・労働災害の補償及び労働災害の賠償について、本文は、簡潔な紹介及び説明を行う。

### 「労働災害」の定義

労働災害については、労働基準法に明確な定義がないため、行政主務機関及び裁判所は、実務的に職業安全衛生法第 2 条第 5 号「労働災害とは、就業場所の建設物・機械・設備・原料・材料・化学物質・ガス・蒸気・粉塵など、又は作業行動及びその他業務に起因して、作業員が疾病・負傷・労働能力の喪失又は死亡する場合を指す。」を多く引用している。前述の条文に基づく、労働災害の原因となる態様は以下のようになる。

- (1) 就業場所の建設物・機械・設備・原料・材料・化学物質・ガス・蒸気・粉塵などに起因している場合
- (2) 作業行動に起因している場合
- (3) その他業務に起因している場合

本項の中で最も一般的な態様は、労働者が通勤中に交通事故に遭遇する、通勤災害と言われる場合である。但し、全部の通勤中の事故が労災に認定されるわけではないことに注意する必要がある。実務的にも多くの関連案例が主務機関である労働者保険局を経て、労災に属しないと認定されている。

具体的事件において労働災害に属するかどうかの認定は、「労働者保険被保険者の職務遂行により至った傷病審査準則」・行政主務機関が作成した多数の書簡解釈及び多くの裁判所で判決に引用された「業務遂行性」及び「業務起因性（相当因果関係）」などの要件を判断標準の参考にする。注目に値するのは、行政機関である労働者保険局の労働災害に対する認定は、労働者が労働者保険条例中の労働災害給付の申請資格に適合かどうかに関わってくるということである。また、民事裁判所における実際の労災認定争議は、使用者が労働者に対し労働基準法の労災補償責任を負担する必要があるかどうかに関わるなど、行政機関である労働者保険局及び裁判所による認定基準及び結果は一致するとは限らない。

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 労働者保険条例の労働災害給付

労働者が労働者保険に加入し、労働災害が発生した時、労働者保険条例により労働者保険局に労働災害給付を申請することが可能である。関連する給付項目について、以下の通り説明を行う。

給付項目	法律的根拠	給付内容
死亡給付	<p>労働者保険条例 64 条により</p> <p>被保険者が労働災害によって死亡した場合、葬儀費用を支出した者により第 63-2 条第 1 項第 1 号規定に基づき葬儀手当を申請するほか、第 63 条第 2 項の規定に適合する遺族がある場合、遺族年金給付及び被保険者の毎月保険加入賃金の平均 10 ヶ月分を一括で労働災害死亡補償一時金として申請することができる。</p> <p>前項の被保険者の遺族が第 63 条第 3 項規定に基づき、遺族手当を一括で申請する場合は、被保険者の毎月保険加入賃金の平均 40 ヶ月分の金額を支給する。</p>	<p>葬儀手当は、5 ヶ月分の平均毎月保険加入賃金。</p> <p>遺族手当は、</p> <p>(1) 遺族年金及び 10 ヶ月分の平均毎月保険加入賃金、又は</p> <p>(2) 40 ヶ月分の平均毎月保険加入賃金</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p><b>労働能力喪失 給付</b></p>	<p><u>労働者保険条例第 54 条第 1 項 により</u> 被保険者が業務傷害又は業務 疾病を被った後、治療を受け て、病状が固定され、再治療 しても治療効果を期待でき ず、保険者が自ら請求又は指 定の病院により永久的労働能 力喪失と診断され、且つ、労 働能力喪失給付標準の一時金 支給規定に適合する場合、平 均の毎月保険加入賃金に応じ て、規定の給付基準に基づき、 50%を増した金額で労働能力 喪失補償給付を申請すること ができる。</p>	<p>「永久的労働能力喪失」標準 に適合する場合は、労働能力 喪失年金又は労働能力喪失 一時金<sup>1</sup>のいずれかを選択し 申請することができる。「永 久的労働能力喪失」標準に適 合しない場合、労働能力喪失 一時金を申請することがで きる。 具体的な給付標準は、「労働 者保険労働能力喪失給付標 準」により 15 級に分けてい る。業務傷害によって労働能 力喪失一時金を申請する金 額は最高で 60 ヶ月分の平均 毎月保険加入賃金が可能に なる。</p>
<p><b>傷病給付</b></p>	<p><u>労働者保険条例第 34 条第 1 項 により</u> 被保険者は職務遂行によって 業務傷害又は業務疾病を被 り、出勤できない状況であつ て、賃金収入を取得できない 時、治療中の者である場合、 出勤できない日の 4 日目か ら、業務傷害補助費又は業務 疾病補助費を支給する。 <u>労働者保険条例第 36 条によ り</u></p>	<p>労働ができない期間について</p> <p>(1) 第一年目 70%の平均毎 月保険加入賃金 (2) 第二年目 50%の平均毎 月保険加入賃金 最長合計 2 年</p>

<sup>1</sup> 2009 年 1 月 1 日前に保険料納付済額がある場合に限り、労働能力喪失一時金を選択し申請することができる。(労働者保険条例第 53 条第 4 項及び労働者保険条例施行細則第 99 条)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>業務傷害補助費及び業務疾病補助費について、保険者の平均毎月保険加入賃金の70%に基づき支給するほか、半月につき1回支給するものとする。1年を経過して尚も完治できない場合、その業務傷害補助費又は業務疾病補助費は被保険者の平均毎月保険加入賃金の半額に減少するものとし、但し1年を限度とする。</p>	
<p><b>労災医療給付</b></p>	<p><u>労働者保険条例施行細則第59条第2項</u>により                  保険者が前項規定に基づき、中央健康保険署に労働災害保険医療給付の扱いを委託する時、被保険者は業務傷害に遭遇又は業務疾病を患った場合、全民健康保険指定病院又は診療所に診療を申請しなければならない。本条例及び本細則に規定がある場合を除き、保険者が支払う医療費用は、全民健康保険関連規定を準用し、行われる。</p>	<p>労働者が業務傷害に遭遇又は業務疾病を患った場合、全民健康保険医療サービス機構に診療を申請しなければならない。健康保険規定の部分負担する医療費用の支払を免除するほか、入院期間30日以内で食事療養費を半額とする補助を享受し、医療費用支給標準に全民健康保険関連規定を準用し、行われる。</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。